

# 1 名古屋市障害者施策推進協議会等の設置・開催状況

## 1 名古屋市障害者施策推進協議会等の設置

### 名古屋市障害者施策推進協議会

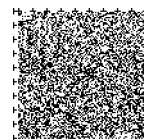
以下の事項を処理するために設置（障害者基本法第36条）

- ・ 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- ・ 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

### 名古屋市障害者施策推進協議会専門部会

以下に関する具体的な検討作業を行うために設置

- ・ 第4期名古屋市障害福祉計画の策定に関し、障害者施策推進協議会が必要と認めた事項



## 2 名古屋市障害者施策推進協議会委員

### 【学識経験者】

◎放送大学教授

中部大学教授

愛知淑徳大学教授

中京大学准教授

日本福祉大学准教授

大曾根 寛

磯部 友彦

たき 瀧 誠

伊藤 葉子

柏原 正尚

### 【障害者福祉事業従事者等】

名古屋市身体障害者福祉連合会会長

名古屋手をつなぐ育成会理事長

名古屋市精神障害者家族会連合会会長

愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長

愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長

わっぱの会理事長

日本リウマチ友の会愛知支部支部長

名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会理事

愛知県精神障がい者福祉協会事務局長

名古屋市特別支援教育研究協議会会長

相談支援事業所「サマリアハウス」管理者

弁護士・名古屋市視覚障害者協会副会長

名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長

名古屋手をつなぐ育成会青年の会会長

患者団体「雑草」事務局員

浅野 義勇

仁木 雅子

堀場 洋二

松田 昌久

岡田 ひろみ

斎藤 縣三

権田 弘美

服部 史忠

王子田 剛

葉栗 鋳一

浅井 貴代子

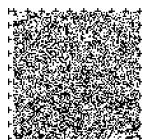
田中 のぶあき 伸明

笹川 純子

度會 俊介

伊藤 由佳

◎は会長



3 名古屋市障害者施策推進協議会専門部会委員

【学識経験者】

あいち しゆくとくだいがくきょうじゆ  
愛知淑徳大学 教授

たき まこと  
瀧 誠

ちゅうきょうだいがくじゆんきょうじゆ  
◎ 中京大学 准教授

いとう ようこ  
伊藤 葉子

にほんふくしだいがくじゆんきょうじゆ  
日本福祉大学 准教授

かしわばら まさなお  
柏原 正尚

【障害者福祉事業従事者等】

なごやし しんたいしょうがいしゃふくしれんごうかいじ むきよくちやう  
名古屋市身体障害者福祉連合会事務局 長

たにかわ はるみ  
谷川 陽美

なごやて いくせいかいりじちやう  
名古屋手をつなぐ育成会理事長

にき まさこ  
仁木 雅子

なごやし せいしんしょうがいしゃかぞくかいはんごうかいふくかいちやう  
名古屋市精神障害者家族会連合会副会長

すえなみ らみお  
末次 文夫

あいちけんじゆうしょうしんしんしょうがいじ(しゃ)をまもるかいりじ  
愛知県重症心身障害児(者)を守る会理事

まささか ひろゆき  
牧坂 浩之

あいちけんじへいしょうきやうかい かいりじ しえんぶふくぶちやう  
愛知県自閉症協会・つぼみの会理事・支援部副部長

かとう かおり  
加藤 香

わっぱの会

たかはし みゆき  
高橋 幸

にほん リウマチともかいあいちしぶかんじ  
日本リウマチ友の会愛知支部監事

わたべ けいこ  
渡部 慶子

なごやし ちてきしょうがいしゃふくししせつれんらくきやうきかいりじ  
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会理事

えじり さとる  
江尻 寛

あいちけんせいしんしやう しゃふくしきやうかい  
愛知県精神障がい者福祉協会

ふじい しげこ  
藤井 滋子

そうだん しえんじきやうしよ かんりしや  
相談支援事業所「サマリアハウス」管理者

あさい きよこ  
浅井 貴代子

べんごし なごやししかくしょうがいしゃきやうかいふくかいちやう  
弁護士・名古屋市視覚障害者協会副会長

たなか のぶあき  
田中 伸明

めいしんれんちやうかくげんごしょうがいしゃじやうほうぶんか しやちやう  
名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長

ささかわ じゆんこ  
笹川 純子

なごやて いくせいかいせいねん かいちやう  
名古屋手をつなぐ育成会青年の会会長

わたらい しゆんすけ  
度會 俊介

かんじやだんたい ざっそうじむきよくいん  
患者団体「雑草」事務局員

いとう ゆか  
伊藤 由佳

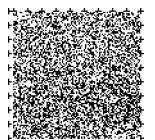
なごやししやかいふくしきやうきかいちいきふくしすいしんぶじちやう  
名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部次長

よしかわ たくお  
吉川 琢夫

あいちけんしやかいふくししikai  
愛知県社会福祉士会

たなか まさゆき  
田中 雅之

◎は部会長

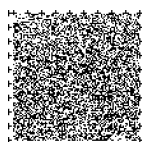


4 名古屋市障害者施策推進協議会の開催状況

開催時期	主な内容
第1回 (平成26年3月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4期障害福祉計画の策定体制について</li> </ul>
第2回 (平成26年11月10日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4期障害福祉計画（素案）について</li> </ul>

5 名古屋市障害者施策推進協議会専門部会の開催状況

開催時期	主な内容
第1回 (平成26年4月28日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4期障害福祉計画の策定について</li> <li>障害福祉サービス等の状況について</li> </ul>
第2回 (平成26年5月26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果目標について</li> </ul>
第3回 (平成26年6月23日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系サービスについて</li> <li>移動支援事業について</li> <li>相談支援事業について</li> <li>意思疎通支援事業について</li> </ul>
第4回 (平成26年7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果目標について</li> <li>日中活動系サービスについて</li> <li>居住系サービスについて</li> <li>障害児支援について</li> <li>地域生活支援事業について</li> </ul>
第5回 (平成26年8月18日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体のまとめ</li> </ul>
第6回 (平成26年9月8日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4期障害福祉計画（素案）について</li> </ul>



## 2 名古屋市障害者基礎調査（概要）

### 1 調査の目的

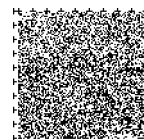
今後の本市障害福祉施策や「第4期名古屋市障害福祉計画」策定に関わる基礎的な資料とすることを目的として、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病等の方を対象に、生活実態や現行施策の評価、サービスの利用状況、今後のサービスの利用意向、施策ニーズ、障害福祉に係る意向等について調査を実施。

### 2 調査期間

平成25年6月17日～7月5日（調査基準日 平成25年6月17日）

### 3 調査対象者及び調査方法

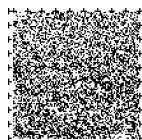
対象	調査方法
身体障害者	身体障害者手帳所持者から8,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
知的障害者	愛護手帳所持者から2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者から2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。
発達障害者	関係団体及び施設の協力を得て計400人に対し調査票を配付、郵送法により回収。
高次脳機能障害者	関係施設の協力を得て計400人に対し調査票を配付、郵送法により回収。
難病等の方	愛知県特定疾患医療給付事業受給者から1,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送法により配付、回収。



#### 4 はいふ かいしゅうじょうきょう 配付・回収状況

たいしょう 対象	はいふ すう にん 配付数(人) A	かいしゅうすう にん 回収数(人) B	かいしゅうりつ 回収率(%) B/A	ゆうこうかいとうすう にん 有効回答数(人) C	ゆうこうかいとうりつ 有効回答率(%) C/A
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	8,000	4,213	52.7	4,170	52.1
ち てきしょうがいしゃ 知的障害者	2,000	981	49.1	980	49.0
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	2,000	951	47.6	948	47.4
はったつしょうがいしゃ 発達障害者	400	191	47.8	191	47.8
こうじのうきのうしょうがいしゃ 高次脳機能障害者	400	212	53.0	212	53.0
なんびょうとう かた 難病等の方	1,000	603	60.3	602	60.2
けい 計	13,800	7,151	51.8	7,103	51.5

※基本属性（性別、年齢）のいずれにも回答がない場合、無効回答とした。



### 3 障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査（概要）

#### 1 調査の目的

今後の本市障害福祉施策や「第4期名古屋市障害福祉計画」策定に関わる基礎的な資料とすることを目的として、障害福祉サービスなどの利用者を対象に、サービスの利用実態、サービスに対する満足度、今後のサービスの利用意向等について調査を実施。

#### 2 調査期間

平成25年6月17日～7月5日（調査基準日 平成25年6月1日）

#### 3 調査対象者

##### ① 在宅サービス利用者

市内に在住し、在宅の福祉サービス利用者の中から、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児から各200人、合計800人を無作為抽出した。

##### ② 通所施設及び入所施設利用者

市内の入所施設、生活介護等の日中活動系サービス事業所、作業所型地域活動支援事業所から54施設（定員1,316人）を無作為抽出し、その施設等の利用者のうち、市内在住の障害者を対象とした。

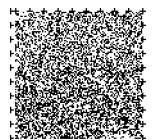
#### 4 調査方法

##### ① 在宅サービス利用者

調査票を対象者に郵送し、同封の封筒で郵送により回収

##### ② 通所施設及び入所施設利用者

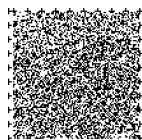
調査票を施設等より対象者に手渡し、同封の封筒で個別に郵送により回収



## 5 配付・回収状況

対象	配付数(人) A	回収数(人) B	回収率(%) B/A	有効回答数(人) C	有効回答率(%) C/A
在宅サービス利用者	800	370	46.3	365	45.6
通所施設利用者	846	419	49.5	415	49.1
入所施設利用者	242	174	71.9	173	71.5
計	1,888	963	51.0	953	50.5

※基本属性（性別、年齢）のいずれにも回答がない場合、無効回答とした。





## 4 ようご かいせつ 用語解説

### しょうがいふくし 障害福祉サービス

しょうがいしゃそうごう し えんほふ  
障害者総合支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サー  
ビスについて使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援  
護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、  
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をさします。

### ちいきせいかつし えんじぎょう 地域生活支援事業

ちいき とくせい りようしゃ じょうきょう おうじ じゅうなん じぎょう じっし  
地域の特性や利用者の状況に應じ、柔軟に事業を実施できるよう、障害者総  
合支援法において、都道府県及び市町村が行うものと定められた事業です。  
このうち、必須事業については、移動支援事業や意思疎通支援事業など、障  
害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが

### なごやし きほんこうそう 名古屋市基本構想

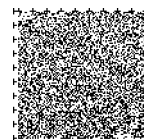
21世紀を展望した市政の指導理念です。昭和52年12月に市議会の議決を経て  
策定しました。

### なごやし そうごうけいかく 名古屋市総合計画2018

名古屋市基本構想の下、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応し、市民ニ  
ーズに應えていくため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化するものです。  
計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間です。

### なごやし しょうがいしゃ きほんけいかく (だいじ) 名古屋市障害者基本計画(第3次)

「障害者基本法」に基づく、市町村障害者計画として位置づけ、「名古屋市障  
害者基本計画」(平成16~25年度)の基本的な考え方を一部引き継ぎながら  
も、平成23年度の障害者基本法の改正をはじめとする障害者を取り巻く環  
境の大きな変化を踏まえた新たな考え方を盛り込み、本市の障害者施策の総合  
的で体系的な推進を図るために、平成26年3月に策定しました。計画期間は、平成  
26年度から平成30年度までの5年間です。



## 基本指針

厚生労働大臣が障害者総合支援法第87条に基づき定めるもので、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針をいいます。

## オブザーバー

意見を必要としたときに、それに応じて助言をする役割を担っている方をいいます。

## 障害者基幹相談支援センター

障害者（児）とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じる身近な相談窓口として、各区に1か所設置されています。また、地域における相談支援体制の充実を図るため、区役所・保健所等と連携しながら「自立支援協議会」を運営しています。

## パブリックコメント

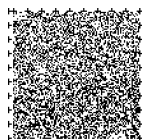
市民の方々の市政への参画を進め、市民とパートナーシップによる市政を推進することを目的に、本市が計画を策定する場合などに、あらかじめ、本市の原案に対する市民の皆様のご意見をお聞きするものです。

## NPO

NPO（Non Profit Organizationの略）とは、様々な社会貢献活動（事業も含む）を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

## 基本相談支援

障害者（児）とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど様々な相談に応じます。



しんたいしょうがいしゃ じりつせいかつたいけん じぎょう  
**身体障害者自立生活体験事業**

施設又は在宅で生活する身体障害者に対して、通常の生活の場所を一時的に離れ、試行的に独力で自活することのできる機会及び場所を提供することにより、自立生活に向けた意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するものです。

ちてきしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこうくねん じぎょう  
**知的障害者地域生活移行訓練事業**

知的障害者を主に受け入れている障害者支援施設の入所者が、地域における自立した生活を目指して、施設を退所し、グループホームを利用する一方で、再度施設入所となる場合に備え、施設の受入れ態勢を確保しておくことにより、円滑な地域生活移行の促進を図るものです。

そうだん しえん じぎょう ほじょせいど  
**相談支援事業補助制度**

一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を実施する事業所を運営する法人に対して、事業に従事する職員の人件費等に係る補助を行うことにより、事業所の安定的な運営を確保し、障害者及び障害児の相談支援ネットワークの構築を図るものです。

**ピアサポート**

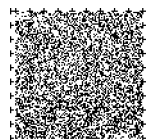
同じような立場の人（ピア）によるサポート。障害者等やその家族が、同じ経験をしている障害者等やその家族を支援するものです。

ふくし じんざいいくせい しえんじょせい じぎょう  
**福祉人材育成支援助成事業**

従業者の事業所外研修等への派遣や資格取得支援など、事業所が行う人材育成や職員定着に資する事業の経費を一部助成します。

じゅうしょうしんしんしょうがいじしゅ しせつ  
**重症心身障害児者施設**

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害者等が入所し、治療及び日常生活の指導を受ける施設です。



## クオリティライフ21城北

本市がめざす都市像の一つ「福祉・安全都市～ほっとなごや」の実現に向けた先導的プロジェクトです。「保健・医療・福祉の総合的エリア」として、隣接した志賀公園と一体となったまちづくりを進めています。

【対象地区：北区平手町一丁目1番 面積：約5ha】

## 地域療育センター

主に就学前の児童を対象に、障害に関する相談、指導、診断、検査、判定、医療の提供及び療育訓練を行う施設で、市内に4か所の他、中央療育センターが1か所あります。中央療育センターでは、愛護手帳の判定や学齢児の診察等も行っています。

## 成年後見あんしんセンター

平成22年10月に成年後見制度に関する専門機関として設置したもので、センター職員や弁護士・司法書士が制度に関する相談に対応するほか、市民後見人の養成などを行います。

## 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人です。

## コンサルテーション

保育所・幼稚園や学校、福祉施設などの関係機関からの依頼を受けて、発達障害児者本人への関わり方、環境の整え方、などアドバイスを行うことです。

